

みらい1分ニュースレター

2010/2/1 第26号

毎週月曜配信

中国版

テーマ

中国でのフランチャイズ展開における法制度 (2/2)

ポイント

✓【フランチャイズ】の中国語表記は、【商業特許経営】

✓重要法令:

1. 「商業特許経営管理条例」

公布部門: 国務院、2007年5月1日より施行

2. 「商業特許経営管理弁法」

公布部門: 商務部、2005年2月1日より施行

✓影響: 中国におけるフランチャイズ展開時には遵守しなければならない。

【滴水穿石】

前回に引き続き、フランチャイズビジネスにかかる法制度の紹介です。前回の下記内容の引き続きとしてご参照ください。

(「中国FC法制度の8つの主要内容」)

(1) フランチャイザーの要件

(2) 外資系企業のFC展開時の留意点

(3) 登録および報告制度

みらいコンサルティング(株) 国際ビジネス部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

←解説

◆【中国のFC法制度の8つの主要内容】

前回(1/18)の続編です。

(4) 必要な申請書類

①FC契約書、②FC経営マニュアル、③市場企画書、④成熟した経営モデルを有しており、かつ、フランチャイジーに対して継続的に経営指導、業務研修等の支援を提供できる証明資料等の書類が必要です。

注: [フランチャイズ・ビジネスの当事者]については、自社の経営資源を与える企業を【フランチャイザー】、それらを受ける他の事業者を【フランチャイジー】と呼びます。
以下、フランチャイズを【FC】と言います。

(5) FC契約書の必要条文

①当事者双方の基本状況、②FC契約の期間(後述)、③FC費の種類、金額および支払方法(後述)、④経営指導、技術支援および業務研修の具体的な内容および提供方法、⑤サービスまたは商品の品質基準およびその維持に関する措置、⑥サービスまたは商品の広告宣伝および販売促進の方法、⑦消費者利益保護および賠償責任の分担、⑧契約の変更、解除、終止および違約責任、争議解決方法等の内容が必要です。

(6) FC契約の期間

原則、契約期間は3年以上です(フランチャイジーの同意がある場合を除く)。契約更新の場合、この限りにありません。

(7) FC費の種類

FC加盟費(一括)、FC使用費(継続)等の種類があります。そのほか、保証金制度もあります。

(8) フランチャイザーの情報開示義務

契約締結日の30日前までに、下記のFC関連情報をフランチャイジーに対して書面で開示しなければなりません。

①登録商標、企業標識、特許、ノウハウおよび経営モデルの情報、②サービスまたは商品、設備の価格および取引条件、③提供する経営指導、技術支援および業務研修等の内容および方法、④店舗投資の予算、⑤国内における店舗数、分布図およびその経営状況、⑥直近2年の財務報告の要点、⑦直近5年のFC経営に関する訴訟や仲裁の状況等。

執筆: 莫 健潔(ばく けんけつ)

 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所

社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階

TEL: 03-3519-3970(代)

◇〔大阪支社〕大阪府大阪市中央区安土町3-2-14

TEL: 06-4705-7010

◇〔名古屋事務所〕愛知県名古屋市中区栄2-11-7

TEL: 052-253-5606

